

障 発 0507 第 2 号
平成 26 年 5 月 7 日
一部改正 障 発 0513 第 1 号
平成 27 年 5 月 13 日
一部改正 障 発 0330 第 17 号
平成 28 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0328 第 3 号
平成 29 年 3 月 28 日
一部改正 障 発 0502 第 1 号
令和 5 年 5 月 2 日

各
都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長

発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施について

標記について、発達障害児者への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的として「発達障害児者地域生活支援モデル事業の実施要綱」を定め実施することとしたので、通知する。

おって、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村長に対する周知をお願いします。

(別紙)

発達障害児者地域生活支援モデル事業実施要綱

1 目的

発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の本事業を適切に実施できると認められる法人又は団体（以下「法人等」という。）に委託することができるものとする。

この場合において、都道府県等は、委託した法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、委託した法人等から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

(1) 実施体制

① 企画・推進委員会

ア 企画・推進委員会の設置

モデル事業の実施計画を策定するため、都道府県等に医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局、研究者等の発達障害児者に関する学識経験者、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者、②のアに規定する発達障害児者支援モデル事業マネージャー等の関係者からなる企画・推進委員会を設置する。

企画・推進委員会の設置に当たっては、既存の発達障害に関する各委員会等（教育委員会主体のものを含む。）との密接な連携を図ること。

イ 企画・推進委員会の役割

企画・推進委員会は、都道府県等内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、発達障害児者の実態について広く把握をした上で、モデル事業の実施計画を策定する。

また、当該モデル事業の実施者（都道府県等又は都道府県等から委託を受けた法人等をいう。以下同じ。）に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行う。

ウ モデル事業の実施者との関係

企画・推進委員会は、モデル事業実施に当たってはその成果が十分に得られるように配慮するとともに、イに規定する発達障害児者支援モデル事業マネージャーを通じて当該モデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行うこと。

② 発達障害児者支援モデル事業マネージャー

ア 発達障害児者支援モデル事業マネージャーの配置

モデル事業の進行管理及び企画・推進委員会とモデル事業の実施者との調整等を行うことを目的として、企画・推進委員会に保健師、看護師、社会福祉士等で、発達障害児者等に対する支援について相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と認められる者を発達障害児者支援モデル事業マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名以上専任で配置する。

イ マネージャーの役割

マネージャーは、企画・推進委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、モデル事業の実施に際しては、企画・推進委員会とモデル事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。

また、マネージャーは、発達障害児者の支援に関わる各種の病院、保健センター、障害福祉サービス等を提供する事業所、就労支援機関、学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の発達障害児者の実情把握に努めること。

(2) 発達障害児者支援モデル事業の内容

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野での連携による切れ目のない支援を行うための手法の開発を行うものであること。

(3) 留意事項

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を提供する際にそれらの手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記3に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 実施主体の選定及び事業の評価

(1) 国は、上記3に定める事業を実施する都道府県等を選定するに当たり、別に定めるところにより、優先的に採択すべきテーマ等を事前に周知するものとする。

(2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

6 経費の補助

国は、上記3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。